

質問・回答書

工事名 : 東北自動車道 原瀬川橋床版取替工事

番号	質問	回答
1	<p>入札公告（説明書） p.8 4-3.技術提案書の作成（1）に記載されている『作成にかかる留意事項◇複数の施工技術を用いた提案の取扱い』について 提案2 評価項目②性能・機能等に適用されるものであり、提案数に制限を設けない評価項目①社会要請に適用されるものではないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>その通りです。評価項目①社会要請は技術提案の提案数に制限はありませんので、複数の施工技術の提案は可能です。</p>
2	<p>技術提案 共通事項『仮迂回路の設置・撤去及び床版取替等の一連の施工が「R4.11.1～R6.3.31」以内の工事工程』について 別紙・1 工事工程表（概略工程表）と同レベルの工程表でよろしいでしょうか。別紙1に記載されている以外に何か記載する必要のある事項がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>工事工程表の程度や記載事項の指定はありません。技術提案内容を反映した工事工程を提示してください。</p>
3	<p>様式・提案2について 記載されている外枠および記述欄の大きさを変更してもよいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>様式の外枠及び記述欄の大きさを変更することは可能です。</p>
4	<p>技術資料作成説明書（技術資料様式）5. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料（2）設計管理技術者、照査技術者の資格について 提出する時期は、配置予定技術者と同様に、契約締結後で宜しいでしょうか。</p>	<p>契約締結後にご提出いただきます。なお、（2）設計管理技術者、照査技術者の資格については、5. 技術資料（様式2）への記載も不要となります。</p>
5	<p>特記仕様書 P12 12-1 工事用道路の指定について 市道館野四丁目3号線の使用開始時期は「-」とのことですが、すでに整備済みであり工事契約後すぐに使用可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現況市道幅員 2.6m の範囲内であれば使用開始時期の指定はありません。なお、既設道路を改良拡幅する作業とその後に幅員 4.0m の工事用道路として使用できる時期は、特記仕様書「7-1 工事用地等の確保」に示す使用可能時期の令和4年11月以降となります。</p>

6	<p>特記仕様書P5 7-1 工事用地等の確保について 対象範囲について、地図上に図示していただけないでしょうか。</p>	<p>参考図 15/17「作業ヤード平面図」に示すハッチングの範囲となります。</p>
7	<p>特記仕様書P5 7-2 埋蔵文化財について 対象範囲について、地図上に図示していただけないでしょうか。</p>	<p>詳細な範囲については現在、関係機関と協議中のため、契約締結後に提示します。</p>
8	<p>設計図 仮橋工（2）に記載のある置型防護柵について 材料費及び工事費は、当初発注に含まれますでしょうか。含まれる場合、どの単価項目に費用を計上したらよろしいでしょうか。また、防護柵は貸与品かどうかについてもご教示ください。</p>	<p>設計図 渡り線・迂回路工 20/30、21/30「交通安全・管理施設工、施工ステップ 平面図」に示すとおり、「仮設防護柵工A」の単価項目で計上しています。また、防護柵は特記仕様書 25-28「仮設防護柵工」に示すとおり貸与品となります。</p>
9	<p>入札公告（説明書）p.7 4-2.技術評価の評価項目等 共通事項 仮迂回路の設置・撤去及び床版取替等の一連の施工が「R4.11.1～R6.3.31」以内の工事工程について 「仮迂回路の設置・撤去及び床版取替等の一連の施工」には、工事用道路と作業ヤード整備は含まれないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「仮迂回路の設置・撤去及び床版取替等の一連の施工」には、工事用道路や作業ヤードの整備・復旧等の工事用地内で実施する作業を含みます。</p>
10	<p>見積活用方式関係様式 参考見積書（様式5）について 共通仮設費や現場管理費は、類似工事実績がない場合は積み上げ計上でもよろしいですか。</p>	<p>積み上げ計上でも構いません。</p>
11	<p>入札公告（説明書）p.7 4-2. 技術評価の評価項目等 評価項目① 標準案：原瀬川橋⑦37日、原瀬川橋④35日について 施工日数に含まれる工種は、舗装切削・既設床版撤去から段差修正を含む舗装工・路面標示までという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。標準案の施工日数に含む工種は、「路面切削工、既設床版撤去工、付属物撤去工、プレキャスト床版架設工、場所打ち床版工、場所打ち壁高欄工、伸縮装置工、付属物工、防水工及び舗装工」です。</p>

1 2	<p>入札公告（説明書） p.10 評価基準 評価項目①について</p> <p>標準日数が上下線合計で <math>35+37=72</math> 日であるため、技術提案により 36 日以上短縮し施工日数が上下線合計で 36 日以下となる場合に 30 点の評価とする の認識でよろしいでしょうか。</p>	その通りです。
1 3	<p>入札公告（説明書） p.13 5-1.見積活用方式の概要に記載されている契約制限価格の設定について</p> <p>「各入札者が NEXCO 東日本に最後に提出した参考見積書又は訂正参考見積書（以下これらを「最終参考見積書」という。）のうち NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終参考見積書を活用して契約制限価格の設定する」とありますが、高度技術提案型の場合は、「技術評価点の最も高い者が提出した参考見積書を採用して決定」ではないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
1 4	<p>仮橋と盛土の取り合いについて</p> <p>仮橋と盛土の取り合い部分に何らかの土留め構造が必要になると思いますが、当初発注には含まれず設計変更という認識で宜しいでしょうか。</p>	迂回路の詳細設計結果を基に設計変更を行います。
1 5	<p>入札公告（説明書） p.8 評価基準 評価項目②について</p> <p>「所定の工事期間内に確実に床版取替工事を行うための、品質低下や工程遅延等のリスク回避に寄与する設計及び製作に関する技術提案」とありますが、“製作”の範囲はどこまででしょうか。</p> <p>例えば、鋼桁の事前劣化調査、プレキャスト部材の製作、運搬、現場施工（設置・撤去）</p>	<p>“製作”の範囲は、プレキャスト部材の工場製作における品質低下や工程遅延等のリスク回避や現場施工における品質低下や工程遅延を回避するために工場製作において配慮すべき事項が対象です。</p> <p>なお、“設計”の範囲は、設計手法や設計実施体制等の設計作業の工程遅延に対するリスク回避や目的物の構造変更など現場施工における品質低下や工程遅延を回避するために設計において配慮すべき事項が対象です。</p>

16	<p>入札公告（説明書） p.7 4-2.技術評価の評価項目等 評価項目①について 「床版取替工事」の範囲はどこまででしょうか。</p> <p>例えば、「舗装・既設床版撤去～プレキャスト床版架設工・伸縮装置取替工～防水・舗装工の全て」または、「床版撤去～床版架設まで」</p>	<p>質問N o 1 1 の回答を参照してください。</p>
17	<p>入札公告（説明書） p.7 4-2.技術評価の評価項目等 共通事項 について 「仮迂回路の設置・撤去及び床版取替等の一連の施工が「R4.11.1～R6.3.31」以内の工事工程」とありますが、迂回路と杉田川橋床版取替工事に関しても詳細工事工程が必要でしょうか。</p>	<p>迂回路の設置・撤去及び杉田川橋の施工に関する工程表は必要となります。なお、工種毎の細部工程は不要です。</p>
18	<p>特記仕様書 p.62 25-30-2 種別について 迂回路工の設置期間は 17.0 カ月と記載がありますが、リース材の賃料は入札者の施工計画に基づき必要な期間を見込むという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴社の施工計画に基づき必要な期間を計上してください。</p>
19	<p>原瀬川橋床版取替設計を貸与頂きましたが、「床版設計計算書」と「計画概要書」についても貸与頂けませんでしょうか。</p>	<p>貸与可能な資料は現在の閲覧資料のみとなります。</p>
20	<p>入札公告（説明書）によれば技術提案「評価項目①」で 「（標準案：原瀬川橋①37 日、原瀬川橋②35 日） ※標準案の施工日数は稼働率を考慮しない昼夜施工による実施工日数」とありますが、工種・項目ではどの範囲のことでしょうか？</p>	<p>質問N o 1 1 の回答を参照してください。</p>
21	<p>工程の考え方として、床版撤去・架設時と壁高欄切断時は昼夜施工と考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>全ての作業を昼夜施工と想定しています。貴社の施工計画に基づきご検討ください。</p>

2 2	<p>技術資料作成説明書（一般競争入札・標準例）の</p> <p>5. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び説明資料</p> <p>(2) 設計管理技術者、照査技術者の資格についてお伺いします。</p> <p>記載上の注意事項「①配置予定の技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置すること」とありますが、（様式2）に記載する欄がありません。</p> <p>特記仕様書5ページ6・設計業務の資格にも競争参加資格確認資料又は技術資料の様式に記載した・・・とありますが、競争参加資格確認申請時において、設計管理技術者、照査技術者をどのように扱えば宜しいでしょうか？</p>	<p>質問No 4の回答を参照してください。</p>
2 3	<p>JVを組成して応札する場合、競争参加資格確認申請時において、様式2_技術資料はスポンサー会社、サブの会社それぞれに作成して提出するのでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>
2 4	<p>JVを組成して応札する場合、資本関係のある子会社、グループ会社と親会社がJVを組んで応札することは可能でしょうか？</p>	<p>可能です。</p>